

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年6月30日提出
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 政明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【電話番号】	03-6752-1050
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	あおぞら・徹底分散グローバル株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（2020年3月11日から2020年9月10日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年3月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につき、投資対象とする外国投資信託証券の運用報酬が引き下げられたことに伴い、第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象 指定投資信託証券の概要および4 手数料等及び税金（3）信託報酬等に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の通り更新または訂正します。

下線部_____は訂正箇所を表します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

（2）【投資対象】

< 訂正前 >

（前略）

指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される先進国の株式に投資します。その際、割安と判断する株式や時価総額の比較的小さい小型株により比重をおきます。
主な投資制限	先進国の主要市場で取引されている先進国の株式を主要投資対象とします。 先進国で取引されている株式のうち、新興国の株式と判断される株式への投資割合は、原則として信託財産の資産総額の20%を超えないものとします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.30% その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される新興国（下記の投資対象国・地域リスト参照）の上場株式に投資します。その際、主に対象銘柄の時価総額と比較して資産価値が高いと判断される割安株に着目します。加えて、投資顧問会社の判断により預託証券（ADR等）も投資対象に含めることができます。 <投資対象国・地域リスト> ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、香港、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ 投資顧問会社は上記リストを随時見直しできるものとし、ファンドの決算報告書類においてその見直し内容を開示するものとしします。
主な投資制限	リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬：年率0.50% その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

<訂正後>

（前略）

指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される先進国の株式に投資します。その際、割安と判断する株式や時価総額の比較的小さい小型株により比重をおきます。
主な投資制限	先進国の主要市場で取引されている先進国の株式を主要投資対象とします。 先進国で取引されている株式のうち、新興国の株式と判断される株式への投資割合は、原則として信託財産の資産総額の20%を超えないものとしします。 リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。

運用報酬等	運用報酬：年率0.25% その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

ファンド名	ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国証券投資法人（円建て）
投資目的	中長期的な値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	主に、投資可能と判断される新興国（下記の投資対象国・地域リスト参照）の上場株式に投資します。その際、主に対象銘柄の時価総額と比較して資産価値が高いと判断される割安株に着目します。加えて、投資顧問会社の判断により預託証券（ADR等）も投資対象に含めることができます。 <投資対象国・地域リスト> ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ギリシャ、ハンガリー、香港、インド、インドネシア、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、南アフリカ、韓国、台湾、タイ、トルコ 投資顧問会社は上記リストを随時見直しできるものとし、ファンドの決算報告書類においてその見直し内容を開示するものとしします。
主な投資制限	リスク管理等を目的として、金融派生商品に投資することがあります。その際、為替予約取引および先物取引以外の金融派生商品の利用を目指すものではありません。また実質的な投資比率が資産総額の100%を超えるような取引は行いません。
運用報酬等	運用報酬：年率0.48% その他の費用：受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
決算日	毎年11月30日

上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

信託報酬

<訂正前>

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.5775%（税抜0.525%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.34%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.9175%（税込）程度

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（先進国株式ファンドを80%、新興国株式ファンドを20%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.525%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、年率0.34%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.9175%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(以下略)

<訂正後>

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率0.5775%（税抜0.525%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	最大で年率0.296%程度*
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率0.8735%（税込）程度

* 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値（先進国株式ファンドを80%、新興国株式ファンドを20%組入れた場合に想定される、組入れファンドにかかる運用報酬率の最大値）を委託会社が算出したものです。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.525%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、年率0.296%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率0.8735%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(以下略)